

別表第3 処分種類

内 容	違反点数	処分内容	備 考
指 導	1～3	文書注意	出頭を命じ文書を手渡す。
指 導	4～7	文書警告	
処 分	8～11	15日以下の指定の効力の停止	
処 分	12～15	1月以下の指定の効力の停止	
処 分	16～19	2月以下の指定の効力の停止	
処 分	20～23	3月以下の指定の効力の停止	
処 分	24以上	6月以下の指定の効力の停止 又は指定の取消し	

- 1 「違反点数」の算定に当たり、一の違反行為に係る違反点数で当該点数が付与された日から起算して2年を経過したものは、算定の対象から除外する。
- 2 別表第1のNo.12と別表第2のNo.17の過料は、「免れた金額の4倍～5倍(当該4倍～5倍の金額が5万円を超えない場合は、4万円～5万円)以下」とする。
- 3 指定の効力の停止又は指定の取消しの処分をしようとするときは、飯田市行政手続条例(平成8年飯田市条例第12号)第13条第1項の規定により、当該処分の名宛人となるべき者について、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執らなければならない(同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。)